

京都市上京区選佛寺町南部地区建築協定

建築協定区域

京都市上京区北町及び堀川町の各一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

■ 目的

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条に定める建築協定区域内における建築物の用途に関する基準を定め、住宅地としての環境を維持増進することを目的とする。

■ 建築物の制限

第6条 建築協定区域内の建築物の用途は、次の各号に掲げるもの以外でなければならない。

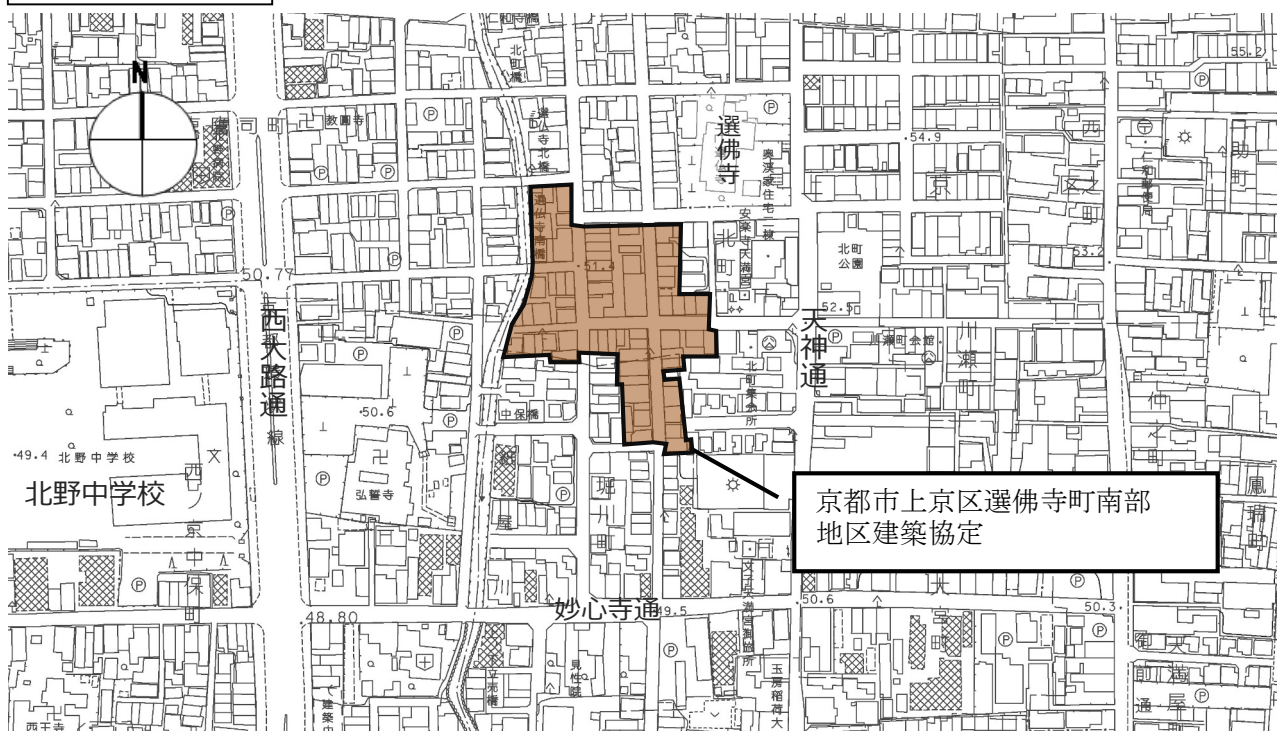
- (1) 届出住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅）
- (2) ホテル又は旅館
- (3) 共同住宅（ただし、専用面積が40平方メートル以上の住戸で構成され、第14条第1項に定める京都市上京区選佛寺町南部地区建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）が、環境上支障がないと認めるものを除く。）
- (4) 寄宿舍（会社の寮及び貸しルームを含む。）

■ 土地の所有者等の届出等

第7条 建築協定区域内の土地の所有者等は、建築協定区域内の土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転するときは、あらかじめ、その旨を委員長（第15条第1項に定める委員長をいう。以下同じ。）に届け出なければならない。

2 建築協定区域内の土地の所有者等は、建築協定区域内において、建築物の建築又は用途の変更をしようとする場合は、当該行為に着手する前に、委員会の承認を受けなければならない。

付近見取図



別紙

京都市上京区選佛寺町南部地区 建築協定区域図

